様式第八の二（第十六条関係）（平16文科令４・追加）

技　術　士　補　登　録　簿

| 登録番号 | 登録年月日 | 氏名 | 生年月日 | 第一次試験又は第二次試験が大臣の定める科目について文部科学大臣の定める学校教育法による大学の課程を修了した者に該当する旨の文部科学大臣の認定に係る技術士法施行規則第31条の2第1項の規定により文部科学大臣が指定した他の機関の指定する学科その他の指定する事項について行われる技術士補となるために必要な知識及び能力を有する旨の認定に係る技術士法施行規則第31条の2第2